

平成 25 年 4 月より BCGワクチンの接種時期が変更になりました

BCG接種は「生後 6 月に至るまで」から「生後 1 歳に至るまで」に変更

平成 25 年 2 月 1 日に[予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 26 号）](#)が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から B C G 定期接種の対象者が、「生後 6 月に至るまで」から「生後 1 歳に至るまで」に拡大されました。

また[平成 25 年 2 月 1 日付厚生労働省健康局長通知](#)により、技術的助言として、「生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として行うこと。ただし、地域における結核の発生状況等固有の事情を勘案する必要がある場合は、この限りではない。」と定められています。

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した場合

平成 25 年 1 月 30 日に、[予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 18 号）](#)及び[予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 6 号）](#)が公布されました。これにより、定期の予防接種期間に長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めたものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより接種を受けることができなかつたと認められた場合は、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過する日までの間（ただし B C G は生後 4 歳に達するまでの間に限る）は定期接種として認められることになりました。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

日本ビーシージー製造株式会社

カスタマーセンター

電話 03-5800-5311